

別添 1

SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度に関する管理運営に関する文書」の一部改正について

SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度に関する管理運営に関する文書」 の第 4 条第 4 項の一部改正	SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度に関する管理運営に関する文書」 の第 4 条第 4 項（現行）
4 第 2 項の認証書の交付を受けた森林管理者が、当該森林において、第 13 条第 1 項の業種のうち認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合には、第 11 条の CoC 認証及びその公示を要しないものとする。但し、森林管理者が、前記認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合は、 <u>SGEC 文書 3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」に基づくほか、SGEC 文書 4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」に基づき実施しなければならない。</u>	4 第 2 項の認証書の交付を受けた森林管理者が、当該森林において、第 13 条第 1 項の業種のうち認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合には、第 11 条の CoC 認証及びその公示を要しないものとする。

<p>SGEC 附属文書 2-11 2015 理事会 2017. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC/PEFC 認証制度の管理運営</b></p> <p>序文 この文書は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」で規定する SGEC 認証制度の管理運営及び PEFC 文書「<u>PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営</u>」の「3.1」に規定する <u>委任（認可）団体としての権限に基づき実施する PEFC 認証制度の管理運営に関する要求事項を定める。</u></p> <p>1 適用範囲 この文書は、下記の事項を対象範囲とする要求事項を<u>その範囲とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 認証機関のSGEC/PEFC公示</li> <li>イ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用ライセンスの発行</li> <li>ウ SGEC/PEFC登録システムの運用</li> <li>エ SGEC/PEFCに関する苦情の処理手順</li> </ul>	<p>SGEC 附属文書 2-11 2015 理事会 2015. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC 認証制度の管理運営</b></p> <p>序文 この文書は SGEC 認証制度の管理運営事項について定める。</p> <p>関連文書 SGEC 附属文書 2-11-1「SGEC 苦情処理に関する文書」</p> <p>1 適用範囲 この文書は、下記の事項を対象範囲とする要求事項について、SGEC文書 2「SGEC認証制度の管理運営に関する文書」に定めるほか本文書の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 認証機関のSGEC公示</li> <li>イ SGECロゴマーク使用ライセンスの発行</li> <li>ウ SGEC登録システムの運用</li> <li>エ 苦情の処理手順</li> </ul>
--	--

<基準的参考文書>

- ・ SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」
- ・ PEFC 文書 PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-13-2 「SGEC 及び／又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」
- ・ SGEC 附属文書 2-11-1 「SGEC/PEFC 苦情処理に関する文書」

2 PEFC認証制度の管理運営上の一般的な要求事項

2-1 SGEC (PEFC Japan) は、PEFC 認証制度の管理運営上の任務「1適用範囲」に規定する業務を執行する。

注意書：PEFC文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する委任（認可）団体として業務を実施する組織について、その業務を明確化するためにこの文書上においては、SGECの内部組織である「SGEC (PEFC Japan)」と表記する。但し、この文書以外の文書上においては、「SGEC (PEFC Japan)」を含む組織である「SGEC」と表記する。

2-2 SGEC (PEFC Japan) は、複数の国にわたるPEFCマルチサイト CoC 認証の場合で、該当マルチサイトの本部が日本に存在する場合は、こ

れを執行する。

2-3 SGEC (PEFC Japan) は、PEFC 評議会との契約に基づいてPEFC 認証制度の管理運営を実行する。

PEFC 評議会とSGEC (PEFC Japan) との間で締結された契約が終了した場合は、自動的にSGEF (PEFC Japan) が発行した認証機関のPEFC 公示とPEFC ロゴ使用ライセンスも終了する。

### 3 認証機関のSGEC/PEFC公示

3-1 SGEC/PEFC 公示手順は文書にして策定し、この文書は下記を確実にしなければならない。

ア SGEC/PEFC公示を受けた認証機関は、SGEC/PEFCがそれぞれ認証機関に対して設定する要求事項を満たしていなければならない。

イ SGEC/PEFC公示のそれぞれの対象範囲（例えば、森林管理認証か、CoC認証かなど認証の種類及び認証の対象となる規格）が明確に定められていなければならない。

ウ 認証機関がSGEC/PEFCのそれぞれの公示条件から逸脱した場合やPEFC公示の場合であって、PEFC評議会とSGEC (PEFC Japan) との間に締結された契約が解約された場合は、SGEC (PEFC Japan) は当該認証機関の公示を終了することができる。

エ 認証機関のSGEC/PEFC公示は、SGEC/SGEC (PEFC Japan) と当該認証機関との間で締結される契約文書に基づくものでなければならない。

オ SGEC/PEFC公示を受けた認証機関は、SGEC/PEFC登録システムのそ

### 2 認証機関のSGEC公示

2-1 SGEC公示手順は文書として策定し、その文書は下記を確実にしなければならない。

ア SGEC公示を受けた認証機関は、SGECが認証機関に対して設定する要求事項を満たしていなければならない。

イ SGEC公示の対象範囲（例えば、森林管理認証か、CoC認証かなど認証の種類及び認証の対象となる規格）が明確に定められていなければならない。

ウ 認証機関がSGEC公示条件から逸脱した場合やSGECとの間に締結された契約が解約された場合は、SGECは当該認証機関の公示を終了することができる。

エ 認証機関のSGEC公示は、SGECと当該認証機関との間で締結される契約文書に基づくものでなければならない。

オ SGEC公示を受けた認証機関は、SGEC登録システムが要求する認証森林及び認証CoC管理事業体に関する情報をSGECに対して提供しなければ

れぞれが要求するSGEC認証森林及びSGEC/PEFC認証CoCに関する情報をSGEC/SGEC(PEFC Japan)に対してそれぞれ提供しなければならない。

カ 認証機関のSGEC/PEFC公示のそれぞれの要件は、認証機関に対する差別的な扱いを含んではならない。

#### 4 SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用ライセンスの適用範囲と発行

##### 4-1 SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用ライセンスの適用範囲

ア SGECロゴマーク/PEFC ロゴ使用ライセンスはそれぞれ「SGEC附属文書2-2」/「PEFC ST2001:2008」に定められる要求事項に基づき、個別の法主体に対して発行しなければならない。

注意書：SGEC/PEFC の認証が複数の法主体を適用範囲に含む場合は、個々の法主体がロゴマーク及び/又はロゴ使用ライセンスの申請をしなければならない。この例としては、グループ森林管理認証の多数の森林所有者や森林管理者（それぞれ個別の法主体）が対象範囲に含まれる場合や、SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証が法的に独立した複数のサイトをその対象範囲に含む場合などがある。

イ 下記の場合においては、SGEC/SGEC(PEFC Japan)はグループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証を所有する組織に対して、グループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証の組織の全体

ならない。

カ 認証機関のSGEC公示要件は、認証機関の差別的な扱いを含んではならない。

#### 3 SGECロゴマーク使用ライセンスの発行

3-1 SGECはロゴライセンスの手順を文書として有し、その文書は下記を確実にするものでなければならない。

ア SGECロゴマーク使用ライセンスは、SGECとSGECロゴマーク使用者の間に締結される契約文書に基づいたものでなければならない。

イ SGECロゴマーク使用者は、SGECロゴマーク使用要領（SGEC附属文書2-2以下同じ）を遵守しなければならない。

ウ SGECロゴマーク使用の適用範囲が明確に定められていなければならない。

エ SGECロゴマーク使用者によるSGECロゴマーク使用要領の要件に違反があった場合は、SGECはその使用ライセンスを解約することができる。

オ SGECロゴマークの無許可使用が発生した場合、その無許可使用が意図的でない場合を除き、SGECは無許可ロゴマーク使用に関わる罰金を求めることができる。

または一部を対象としたSGECロゴマーク統合CoC管理事業体/PEFC ロゴマルチ使用ライセンスをそれぞれ発行することができる。

a) グループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証の組織の本部及びグループ森林管理認証加盟者/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証事業拠点（サイト）が単一の法主体の一部であるか、

b) 「 a) 」で規定する本部及び加盟者/事業拠点（サイト）が単一の経営者と組織構造を有する単一の企業の一部である。

注意書：グループ森林管理/ SGEC統合CoC管理事業体及び/又はPEFCマルチサイトCoCの組織がSGEC/PEFC 認証を取得する目的で設立された場合で「 a) 」で規定する加盟者/事業拠点（サイト）が独立法主体であり、単一の経営者と組織構造を有していない場合は、SGECロゴマーク統合CoC管理事業体/PEFC ロゴマルチ使用ライセンス（グループ森林管理ライセンスや統合CoC管理事業体/マルチライセンス）は発行してはならない。

#### 4-2 SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスの発行

SGEC/SGEC(PEFC Japan)は、SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの手順を文書として有し、その文書は下記を確実にするものでなければならない。

ア SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスは、 SGEC/SGEC(PEFC Japan)とSGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者のそれぞれ間で締結される契約文書

に基づいたものでなければならない。

イ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者は、SGECロゴマークの使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/ PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）をそれぞれ遵守しなければならない。

ウ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用の適用範囲（ロゴ使用グループ）がそれぞれ明確に定められていなければならない。

エ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者によるSGECロゴマークの使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）の要件に違反があった場合は、SGEC/SGEC (PEFC Japan)はそれぞれの使用ライセンスを解約することができる。

オ SGECロゴマーク/PEFCロゴの無許可使用が発生した場合、その無許可使用が意図的でない場合を除き、SGEC (PEFC Japan )は、それぞれ無許可ロゴ使用に関わる罰金を求めることができる。この場合の罰金は、無許可ロゴ使用に関わる商品の市場価値の5分の1に当たる罰金を定めることとし、罰金の金額は最高で150万円（1万5千スイスフラン）である。

4-3 SGEC/SGEC (PEFC Japan )は、関係事業者によるSGECロゴマーク使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）への遵守を求め、必要な場合はその遵守状況について調査し、SGEC/PEFC登録商標の保護のためには法的措置を含む行動をとらなければならない。

3-2 SGECは、関係事業者によるSGECロゴマーク使用要領への遵守を求め、必要な場合はSGEC登録商標の保護のためには法的措置を含む行動をとらなければならない。

4 SGEC登録システムの運用

<p>5 SGEC/PEFC登録システムの運用</p> <p>5-1 SGEC/SGEC (PEFC Japan )は、下記を登録しなければならない。</p> <p>ア SGEC/PEFC公示を受けた認証機関によって発行されたSGEC/PEFC-CoC認証書の保有者及び当該SGEC/PEFC認証製品に関する情報</p> <p>イ ライセンスを有するSGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者（ロゴライセンス番号）</p> <p>ウ SGEC/PEFC公示を受けた認証機関</p> <p>5-2 SGEC (PEFC Japan )は、収集したデータを一般公開しなければならない。</p> <p>6 SGEC/PEFCに関する苦情の処理手順</p> <p>苦情処理は、SGEC事務局内に常設窓口を設置し、次の手順で処理する。具体的には、SGEC附属文書2-11-1「SGEC/PEFC苦情処理に関する文書」に基づき適切に処理する。</p> <p>① 苦情申立者に対し、苦情受理の確認を伝える。</p> <p>② 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、及び苦情に関する決定</p> <p>③ 苦情者及び関係者（ステークホルダー）に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知</p> <p>④ 適切な是正及び予防的な行為</p>	<p>4-1 SGECは、下記を登録しなければならない。</p> <p>ア SGEC公示を受けた認証機関によって発行されたSGEC森林管理認証書並びにCoC認証書の保有者及び当該SGEC認証製品に関する情報</p> <p>イ ライセンスを有するSGECロゴマーク使用者（ロゴライセンス番号）</p> <p>ウ SGEC公示を受けた認証機関</p> <p>4-2 SGECは、収集したデータを一般公開しなければならない。</p> <p>5 苦情の処理手順</p> <p>苦情処理は、SGEC事務局内に常設窓口を設置し、次の手順で処理する。具体的には、SGEC附属文書2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書」に基づき適切に処理する。</p> <p>① 苦情申立者に対し、苦情受理の確認を伝える。</p> <p>② 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、及び苦情に関する決定</p> <p>③ 苦情者及び関係者（ステークホルダー）に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知</p> <p>④ 適切な是正及び予防的な行為</p>
---	--



附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則2

この文書は、2017年4月1日から施行する。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

別添 3

SGEC 附属文書 2-11-1 「SGEC 苦情処理に関する文書」の意 T 部改正について

<p>SGEC 附属文書 2-11-1 2015 理事会 2017. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC/PEFC 苦情処理に関する文書</b></p> <p>SGEC 認証制度に対する苦情処理は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 管理運営文書」と云う。）」の「第 7 章 苦情処理」に基づくほか本文書の定めるところによる。</p> <p><u>なお、SGEC/PEFC 認証制度の管理運営で規定する PEFC 文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する 委任（認可）団体としての権限に基づき実行する PEFC 認証制度の管理運営に係る苦情処理についても本文書に準拠する。</u></p> <p>附則 この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 2 <u>この文書は、2017 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>SGEC 附属文書 2-11-1 2015 理事会 2016. 1. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC 苦情処理に関する文書</b></p> <p>SGEC 認証制度に対する苦情処理は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 管理運営文書」と云う。）」の「第 7 章 苦情処理」に基づくほか本文書の定めるところによる。</p> <p>附則 この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。</p>
---	---

別添 4

SGEC 附属文書

2-2-1-1-1 2017

会長決裁

2017. 2. 1

#### 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」の制定について

SGEC 附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」の「4-1」の「a）」で規定する「法人」には「法人に準ずる組織を有する者」を含むこととし、SGEC 附属文書 2-1 「グループ森林管理認証の要件」の「2-2」で規定する「グループ主体」及び SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」の「3-2-1」で規定する「本部」並びに SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 4 条で規定する森林管理認証」の取得者及び同第 11 条で規定する「CoC 認証」の取得者を含むものとする。

また、PEFC GD 1005:2012 「PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行」の「4.1」で規定する「法人」についても SGEC 附属文書 2-2-1-1 と同様の解釈とする。